Rana Character License

キャラクター使用ガイドライン

Rana Character License（以下「本ガイドライン」）は、キャラクターの権利者である株式会社ウィーヴが、クリエイターの皆様によるキャラクターの二次創作を許諾するためのガイドラインです。Rana で二次創作を行おうとしてくださるクリエイターの皆様に、気持よく創作活動を行っていただきたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしくお願い致します。

※　二次創作物とは？
　　同人誌、同人 CD／DVD、ゲーム、コスプレ、フィギュア、グッズ、ドール等

第一条（定義）
本ガイドラインが適用されるキャラクター（以下「本キャラクター」）は、株式会社ウィーヴが企画・発行し、小学館集英社プロダクションが発売する分冊百科形式の出版物『ボカロＰになりたい！』(以下、「本出版物」) と、その公式 WEB サイト (http://www.rana0909.jp) で掲載、配布、使用されている一切の画像、３Ｄモデル、キャラクターデザイン、「VOCALOID ３ Library Rana」「Singer Song Writer Lite 7 for Rana」のキャラクター名称「Rana（日本語表記：らな)」及びそのロゴとセリフデーター、サブキャラクターである「森男師匠」「じゃすみん研究員」「さっちゃん（咲子)」、「Rana」のデフォルメ版のキャラクターを含めます。

第二条（使用許諾）
当社は、非商用に限り個人、または同人サークルが本キャラクター、並びに本キャラクターの二次創作物を、WEB サイトや同人誌上等で公開、配布することを許諾します。

また、著しくイメージを損なうような使用、公序良俗に反するような使用、第三者の権利を侵害する使用に関しては、公開・配布など一切の使用を禁止します。

第三条（別途使用許諾が必要な場合）
以下の目的で使用する場合には、別途使用許諾が必要となります。別途使用許諾が必要な場合は、必ず株式会社ウィーヴまでお問い合わせ下さい。

（1）商用での使用
「商用」とは、本キャラクター並びに本キャラクターの二次創作物を商用目的で使用する場合、有固体、映像、ソフトウェアなどにおいて第三者から対価を取得すること、又は第三者から対価を取得することを目的とすることを意味しますが、対価取得目的の有無を問わず、販売促進など何らかの形で使用者が利益を得る場合も含みます。

（2）法人、または各種団体、報道等が本キャラクター、並びに本キャラクターの二次創作物を公開、配布する場合。

第四条　本ガイドラインの変更
株式会社ウィーヴは、本商品のウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、本ガイドラインの内容を変更できるものとします。

本ガイドラインは、2014 年 8 月 1 日時点のものです。
キャラクター使用に関するお問い合わせ：http://www.weve.jp/

VOCALOID ならびにボーカロイドはヤマハ株式会社の登録商標です。
Singer Song Writer は株式会社インターネットの登録商標です。
(C)WEVE INC.